

お知らせ

特定商取引法が改正されました。「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に」

令和3年7月6日以降から、売買契約に基づかないで送付された商品（注文していないのにあなた宛てに届いた商品）について、これまで販売業者が返還請求できるとされていた期間が撤廃されることとなり、同日以降に送付された商品については、消費者は直ちに処分を行うことが可能となりました。

下記を参考にご対応、ご注意ください。
※ただし、処分する前に送付された商品に本当に心当たりがないか、ご確認して下さい。



一方的な送り付け行為への対応3箇条

■その1

商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

■その2

事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。

■その3

誤って金銭を支払ってしまったらすぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、そ

の金銭について返還を請求することができます。

■相談・お問い合わせ

税務住民課

住民生活グループ

☎ 4-2511

内線 118・117

☆ 4-251103

名寄消費生活センター

☎ 01654-2-3575

消費者ホットライン

☎ (局番なし) 188

お知らせ

生活・仕事相談会を開催します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

■開催日時

8月10日(火)

9月14日(火)

①午前10時～10時50分

②午前11時～11時50分

の2回

■開催場所

総合福祉センター

「ハピネス」

■申込期限

開催日前日の午後3時まで
までに電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料

無料

■相談先・実施主体

自立相談支援事業所
「かみかわ生活あんしんセンター」

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目

1-16

☎ 0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メール

anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■その他

相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。

あなたの街の

行政相談委員

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間人がボランティアで、皆さんの身近な相談相手として、行政に関する苦情や相談を広くお聴きし、相談者への助言や関係行政機関に対する通知などを行っております。

ご相談は無料で、
秘密は厳守されます。
安心してご相談ください。

◆下川町の行政相談委員

野崎 政一

下川町共栄町137番地

☎ 4-2058



■お問い合わせ

税務住民課

住民生活グループ

☎ 4-2511 内線 112

☆ 4-251103

お知らせ